

＝児童虐待予防マニュアルの発刊にあたり＝

奈良県歯科医師会

会長 田中康正

悲しいことに、最近新聞の社会面には連日のように、幼児虐待に関する記事を目にします。それも生後数か月から1年未満の乳幼児が、犠牲になるという何とも痛ましい内容に居たたまれない暗澹とした気持ちになります。

11月は児童虐待防止推進月間として特にキャンペーンを張っているせいか、シンボルマークでありますオレンジのリボンとポスターをよく見かけます。年々増加するこの問題に関し、国も奈良県も大きな危機感をもって防止に努めておりますが、子どもの虐待を防止し、子どもの命や心を救うためには、社会全体がこの問題を正視し、社会全体で取り組み、防止策を考えていかねばなりません。

昔に比べて社会全体の絆が失われつつある現在、子育て世代のお母様方も、親戚や地域の方々と話をする機会が減ったように思います。そのことにより対話能力も低下しており、不満があってもなかなか口にはできない現実があります。そのストレスが限界点に達したとき、子どもに矛先が向かうのではないのでしょうか。

迷っていること、困っていることについて「ひとつひとつを一緒に解決していきましょう。」という気持ちで、周囲の人たちは接することが大切だと思います。

こどもは地域の宝、国の宝として社会全体で育てていこうとする昔からの公助、共助、扶助の精神を世代間で継承していかなければ、この問題は無くならないと思います。

われわれ歯科医も、1.6歳児、3歳児健診時また、低年齢児童が歯科治療対象になる場合、待合室での子供が親に対する態度、また反対に親が子どもに対する接し方などをよく観察する必要があります。時として、愛情のない子供に対する叱り方をする母親を見かけますが、この場合やはりサインとして注意する必要があると感じます。

「児童虐待の防止等に関する法律」によりますと、子ども虐待の定義は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待と概略区別されておりますが、しかしこの定義が明らかになっても、なお、子ども虐待とはなんぞや、と考えさせられる場面があります。それは、虐待としつけの違いについてです。

虐待としつけ。この二者間には、しっかりと線引きできないグレイゾーンが確かに存在しますが、私は、その間には愛情の有る無しが二つを分ける大きな要因と思います。多くのケースでは、保護者が子育てに苦労されている現実がありますから、その気持ちを大事に考えることも大切です。

本書は、医療関係者が、子どもの虐待という悲劇を未然に防ぐため、また多くのこどもたちを救う一助になればと願ってこの冊子を発刊いたしました。

はじめに

子どもたちの未来のために、歯科から

「ちょっと、お母さん！5本以上むし歯があれば、虐待という話もありますよ。」
と試してみませんか！！

このマニュアルは、歯科の立場から、一人でも多くの子どもたちを、虐待から救うために、
一歩進んで、虐待予防という観点から、子どもたちが Child Abuse（不適切な扱い）を受け
けることを未然に防ぐことを願い作成をしました。

40,639 42,664 44,211 55,154（東日本大震災の影響により宮城県、福島県を除いて集計した数値）

この数字は何かわかりますか？

これは、2007年から2010年までの年度別の児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待
相談の対応件数です。年々増加の傾向にあります。

2010年の55,154件を相談の種類別にみると、「身体的虐待」が 21,133件と最も多く、次
いで「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が 18,055件となっています。

また、主な虐待者別にみると「実母」が 60.6% と最も多く、次いで「実父」24.8% となっ
ています。

被虐待者の年齢別にみると「小学生」が 20,097件（構成割合 36.4%）、「3歳～学齢前」
が 13,354件（24.2%）、「0～3歳未満」が 10,834件（19.6%）となっています。

この結果からも判るように、被虐待者の多くは、私たち歯科が1.6歳児・3歳児歯科健診や、
就学時歯科健診や学校歯科健診などの場で日常的に、接している乳幼児、学童期の子どもた
ちであります。このことから歯科関係者、特に、歯科医師は専門家としての立場から、虐待
に対する理解と対応が必要となっています。そして今後、歯科医師は虐待防止に十分な知識
を持って、早期発見に努めることはもとより、地域における虐待防止活動にも積極的に関わり、
子育て支援の観点からも関係者に適切かつ専門的なアドバイスを提供することが重要・不可
欠です。

近年、予防歯科の普及により健康と歯のかかわり、歯の大切さが注目され、この時期の子
どもたちの口腔状況は改善され、治療されず放置されているむし歯が減少している状態です。
したがってお口の中に放置されたむし歯が、5本以上あることは、普通の生活環境において
ごくまれなことです。

また虐待を受けている子どもたちは、とくにネグレクトはむし歯が多いというデータがあ
ります。

このマニュアルを作成するにあたり、多くの編集会議を開いて討論をするうちに、歯科に
おいては、むし歯が多いことが虐待を受けている可能性がある！特にネグレクトの可能性が
ある！そこで、5本という数字がみえてきました。しかし決してむし歯が多いことが虐待にす
ぐにつながるわけではありません。

また、「お母さんが？」と言う固定概念はさて、疑ってかからない限り虐待が見えてこな
いこともわかってきました。

虐待を早期に発見するための歯科における虐待の「気づきの起点」として「むし歯が多い」
ではなく、より具体的に「5本以上のむし歯」があれば、虐待の可能性を疑い始めることにより、
今まで決して見えてこなかった虐待が見えてくる可能性があります。そして、より初期の段
階の虐待が見え、また将来起こりえたかもしれない虐待を防止することができるかも知れま
せん。

歯科より

「ちょっと、お母さん！5本以上むし歯があれば、虐待という話もありますよ。」

このことが世間に広まり、保護者が、歯を通じて、少しでも子どもに関心をもっていただ
くことができれば、日本の将来を支える子どもたちを虐待から一人でも多く守ることができ
ると考えています。